



平成 24 年 2 月 29 日

各 位

会社名 東 海 観 光 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 ホーン・チョン・タ
(コード：9704・東証第1部)
問合せ先 財務経理管掌取締役 宍戸 佐太郎
(TEL. 03-5488-1010)

**アゴーラ・ホスピタリティーズへの出資比率引き上げ
並びに商号変更および定款一部変更に関するお知らせ**

当社は、平成 24 年 2 月 29 日開催の取締役会において、平成 24 年 5 月 1 日までにアゴーラ・ホスピタリティーズ（以下、「アゴーラ」という）に対して新株予約権を行使し出資比率を引き上げること、および平成 24 年 3 月 29 日開催予定の定時株主総会で商号変更を含む「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

I. アゴーラ・ホスピタリティーズへの出資比率引き上げ

1. 出資比率引き上げの理由

平成 23 年 7 月 20 日に開示させて頂きました「第三者割当により発行される新株式の募集、アゴーラ・ホスピタリティーズとの業務委託及び資本提携、守口ロイヤルパインズホテルの事業の譲受け及び不動産信託受益権の取得、並びに主要株主の異動に関するお知らせ」（以下「平成 23 年 7 月 20 日付開示文書」といいます。）にてお知らせしておりますとおり、当社は、宿泊事業を当社の主力事業として、ホテル事業の拡充をしております。

かかるホテル事業の拡充にあたり、ホテル事業を取得しホテルを運営管理する仕組みとして、アゴーラとの業務委託・資本提携をしておりますが、今後、宿泊事業への更なる注力を図るため、同社への出資比率を引き上げること、平成 24 年 2 月 29 日に決議いたしました。

これにより、平成 23 年 8 月 5 日に引き受けました同社の無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「新株予約権付社債」といいます。）の全てを、平成 24 年 5 月 1 日までに行使いたします。この結果、当社は、アゴーラの発行済株式総数の 60%に相当する株式を有することになります。

2. 出資比率を引き上げる子会社（株式会社アゴーラ・ホスピタリティーズ）の概要

(1) 名 称	株式会社アゴーラ・ホスピタリティーズ
(2) 所 在 地	東京都港区高輪二丁目 16 番 45 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 浅生 亜也
(4) 事 業 内 容	ホテル等の宿泊施設の経営・運営・コンサルティング、都市企画開発及び不動産の開発に関するマーケティング・コンサルティング等
(5) 資 本 金	10,000,000 円

(6) 設 立 年 月 日	平成 19 年 9 月 4 日			
(7) 大株主及び持株比率	浅生亜也		100%	
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	当社は、平成 23 年 8 月 5 日に当該会社の発行する新株予約権付社債を引き受けております（詳細につきましては、平成 23 年 7 月 20 日付開示文書をご参照ください）。なお、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人 的 関 係	当該会社の代表者である浅生亜也は、当社の取締役であります。		
	取 引 関 係	当社と当該会社との間では、当社の有するホテルの運営についての委託契約が締結されております。		
(9) 当該会社の最近 3 年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	平成 21 年 8 月期	平成 22 年 8 月期	平成 23 年 8 月期
純 資 産		8,532 千円	6,466 千円	△998 千円
総 資 産		34,871 千円	32,156 千円	76,816 千円
1 株 当 たり 純 資 産		8,532 円	6,466 円	△998 円
売 上 高		37,049 千円	30,901 千円	76,685 千円
営業利益又は営業損失 (△)		480 千円	△7,184 千円	△6,993 千円
経常利益又は経常損失 (△)		686 千円	△4,030 千円	△7,374 千円
当 期 純 利 益 又は当期純損失 (△)		423 千円	△4,086 千円	△7,444 千円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又は当期純損失 (△)		423 円	△4,086 円	△7,444 円
1 株 当 たり 配 当 金		0 円	0 円	0 円

3. 日 程

① 取締役会決議	平成 24 年 2 月 29 日 (終了)
② 新株予約権付社債の転換予定	平成 24 年 5 月 1 日まで

4. 今後の見通し

今後は、アゴーラを中心に当社の宿泊事業を拡充する予定でおります。これによる当社連結業績に与える影響につきましては、見通しが明らかになり次第、速やかに公表いたします。

II. 商号変更および定款一部変更

1. 定款変更の理由

(1) 商号変更

当社は、昭和 23 年にさくら観光として創業し、旅館業を中核とする宿泊事業を中心に事業ドメインの拡大を図ってまいりました。当社グループは、平成 23 年に当社の宿泊事業の一環としてホテル事業を拡充することとし、株式会社アゴーラ・ホスピタリティーズとの包括的業務委託・資本提携契約の

締結及び当社子会社の株式会社アゴラ・ホテルマネジメント大阪による守口ロイヤルパインズホテル事業の譲受等、戦略的に各種施策を進めてまいりました。今回、宿泊事業への更なる注力を図るため、当社グループのブランドを統一し、当社の商号を、平成24年5月1日から新商号「株式会社アゴラ・ホスピタリティー・グループ」に変更すべく、定款第1条の変更を行い、附則をもって効力発生時期を明確にするものであります。

新商号：株式会社アゴラ・ホスピタリティー・グループ（英文表記：AGORA Hospitality Group Co., Ltd.）

(2) 事業目的の変更

当社事業の現状に即し、事業内容の多様化に対応するため、定款第2条の変更を行うものであります。

(3) その他

- ① 各事業の推進体制の効率化及び迅速化を図るため、定款第23条の変更を行い、取締役CEO（最高経営責任者）および取締役CFO（最高財務責任者）の役職を新設。
- ② 上記①の新設に伴い、定款第15条の変更を行い、株主総会の議長を取締役社長から代表取締役に変更。

2. 定款変更の内容

現行定款	変更後
<p>(商号) 第1条 当社は、<u>東海観光株式会社</u>と称し、英文では <u>TOKAI KANKO CO., LTD.</u> と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 <u>ホテル、旅館その他観光施設の経営ならびに料理飲食店、売店、娯楽場の経営</u></p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 <u>不動産の売買、賃貸借、仲介、管理に関する事業</u></p> <p>4～6 (条文省略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、株式会社<u>アゴラ・ホスピタリティー・グループ</u>と称し、英文では <u>AGORA Hospitality Group Co., Ltd.</u> と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>1 <u>ホテル、旅館、公衆浴場、リラクゼーション施設、料理飲食店、売店、演劇および映画等の各種興行、遊戯場、スポーツ施設その他施設の、経営・運営・管理およびその請負、ならびに売買、斡旋、企画、開発、コンサルティング</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>国内・海外に於ける不動産の売買、賃貸借、仲介、管理、開発、マーケティング、コンサルティング</u></p> <p>4～6 (現行どおり)</p> <p>7 <u>企業の経営戦略・再生計画の立案、実施、コンサルティング</u></p> <p>8 <u>ホテル、旅館その他施設の会員権の販売、仲介</u></p> <p>9 <u>ホテル、旅館その他施設での各種式典、パーティ、催し物の企画、斡旋、運営</u></p> <p>10 <u>軽食、弁当、惣菜等調理食品、飲食品の製造、販売</u></p> <p>11 <u>家庭用電気製品、飲料品、食料品、日用雑</u></p>

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>7</u> (条文省略)</p>	<p><u>貨、衣料品、スポーツ用品、印紙、切手の販売</u></p> <p><u>12 物品の企画、販売、輸出入およびその運営に関するコンサルティング</u></p> <p><u>13 セミナー、研修等の企画、運営</u></p> <p><u>14 インターネットを利用した情報提供サービス、通信販売、情報提供の仲介およびデジタルコンテンツの制作、販売、保守、管理</u></p> <p><u>15 (現行どおり)</u></p>
<p>第3条～第14条 (条文省略)</p>	<p>第3条～第14条 (現行どおり)</p>
<p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は、<u>取締役社長</u>がこれに当たる。<u>取締役社長</u>が支障あるときは、取締役会の定める順位により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は、<u>代表取締役</u>がこれに当たる。<u>代表取締役</u>が支障あるときは、取締役会の定める順位により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p><u>2 代表取締役が複数のときは、取締役会の定める順位により、議長となる。</u></p>
<p>第16条～第22条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p>	<p>第16条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役、役付取締役、<u>最高経営責任者および最高財務責任者</u>)</p>
<p>第23条 当社は、取締役会の決議により代表取締役若干名を定め、その内1名を取締役社長とする。</p> <p>2 取締役会の決議により、前項のほか、取締役会長、専務取締役および常務取締役若干名をおくことができる。</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会の決議により、前項のほか、取締役会長、専務取締役および常務取締役若干名、<u>ならびに取締役CEO (最高経営責任者) および取締役CFO (最高財務責任者) 各1名をおくことができる。</u></p>
<p>第24条～第36条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第24条～第36条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>第1条 第1条 (商号) の変更は、平成24年5月1日をもって効力を生ずるものとし、同日付をもって本附則を削除する。</u></p>

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日 : 平成24年3月29日

定款変更の効力発生日 (商号変更を除く) : 平成24年3月29日 (予定)

商号変更 : 平成24年5月1日 (予定)